

心身障害者医療費助成制度（マル障）に関する マイナンバー制度のお知らせ

港区では、令和5年10月から心身障害者医療費助成制度（マル障）の申請においてマイナンバーの利用・情報連携を開始しました。

マル障におけるマイナンバーの利用について

- 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」及びマイナンバーの独自利用に関する「港区個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例」の規定により、心身障害者医療費助成制度において、マイナンバーを利用することが定められています。マル障受給者証の交付申請時にはマイナンバーのご記入・ご提出をお願いします。
- ご提出いただいたマイナンバーを利用し、マル障受給者証交付申請時やマル障受給者証の更新及び変更等に際し、所得に関する情報、障害程度や医療保険の加入情報、その他資格要件を確認するために必要な情報を確認し、マル障の資格審査に利用します（これを「情報連携」と言います。）。また、情報の確認は、東京都の担当職員及び国保年金課給付係の担当職員が行います。
- 申請時に「個人番号に係る調書」により、申請者の方のマイナンバーをご提出いただくことで、申請に必要な添付書類の一部（住民税（非）課税証明書など）を省略することができます。
ただし、情報連携の不具合や所得情報が確認できなかった場合（税未申告、情報連携されるまでに時間がかかるなど）は、書類での提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- 情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

【問い合わせ先】

港区 国保年金課 給付係

電話：03-3578-2111

内線：2640～2642